総合口座取引規定(決済用普通預金を含む)の一部改定について

お客さまとのお取引について明確化を図るため、総合口座取引規定の一部改定を行います。

記

1. 規程改定日

2024年4月1日 (月)

なお、改定後の取引規定はすでにご利用いただいているお客さまに対しても適用されますのでご理解 のほどよろしくお願いいたします。

2. 主な改定内容

条 項	内 容
取扱店の範囲	定期預金の取扱店の範囲の明確化
定期預金の支払時期	自動継続扱以外について追加
即時支払	預金等共通規定第5条第4項に該当したとき等を追加

詳しくは、新旧対照表(総合口座取引規定)を参照ください。

以上